

令和4年5月27日

豊田市長 太田稔彦 様

豊田市環境審議会
会長 千頭 聡

一般廃棄物処理手数料の算定のあり方について（答申）

令和3年8月3日付け豊ご発第618号で諮問のありました一般廃棄物処理手数料の算定のあり方について、当審議会において、これまでに7回（全体会3回・循環型社会部会4回）にわたり慎重に審議を行った結果、結論を得たので答申します。

答 申 書

一般廃棄物処理手数料の算定のあり方について

令和4年5月27日

豊田市環境審議会

1 はじめに

豊田市環境審議会は、令和3年8月3日豊田市長から「一般廃棄物処理手数料の算定のあり方」について諮問を受けた。

当審議会は、循環型社会部会を中心に、処理施設に搬入する燃やすごみ、埋めるごみ・金属ごみ、刈草・せん定枝及び戸別収集する粗大ごみの手数料について審議を重ね、以下の結論を得たので答申する。

豊田市においては、当答申の主旨を踏まえ、実効ある取組を進められることを期待する。

2 答申の主旨

一般廃棄物処理手数料は、本来受益者（利用者）が負担すべきものである。処理手数料は、処理原価の状況等の変化により適宜見直されるべきものであるが、処理手数料の大半は据置かれたままになっており、その結果、現行手数料と処理原価との乖離が生じている状態になっている。

一方、豊田市は、ごみの発生量を抑制するために、資源や容器包装の分別回収、金属ごみや粗大ごみの粉碎による減容と金属回収、リサイクルステーション等資源の拠点回収施設の増設等、様々なごみ減量とリサイクルの施策を促進してきたが、近年のごみ排出量は横ばい傾向に留まり、特に、排出量の大半を占める燃やすごみについては増加傾向にある。

当審議会は、豊田市から諮問を受け、平成22年度に一般廃棄物処理手数料について審議を行い、改定するよう答申を行ったが、リーマンショックや消費税等の景気動向の影響を考慮し改定されなかった。これに伴い、ごみ処理手数料は、家庭系ごみ（焼却・埋立）が平成5年度から、事業系ごみが平成22年度から据え置いた状態になっている。

そこで今回の審議にあたっては、これまでの検討結果や、ごみ排出量推移及びごみ処理における課題等を踏まえ、カーボンニュートラル及び循環型社会の実現に向けて一般廃棄物処理手数料の算定のあり方について当審議会で審議した。

（1）燃やすごみ（家庭系・事業系）

本来、処理手数料は特定の人のために提供した役務の対価であるという性質から受益者負担（100%）が原則であるが、現在の処理手数料については、一定の割合（家庭系で3分の2、事業系で2分の1）で処理費用を市が負担していることから、ごみを多量に排出する者ほど優遇される状態になっており、ごみ減量に対するインセンティブ（動機付け）が働きにくい状態になっている。

また、一般廃棄物は発生した市町村の作成する処理計画にしたがって、その市町村内で処理するのが原則であるが、処理料金の高い市町村を避け、手数料の安価な近隣市町村に持ち込む事案が発生している。違法搬入を無くすためにも、近隣の市町村の手数料と均衡を保つ必要がある。

さらに、近年の燃やすごみの増加要因として、刈草及びせん定枝の増加が顕著となっており、緑のリサイクルセンターで処理しきれない刈草等については、市内の民間事業者でリサイクルすることが適当であるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第12項の規定により、民間事業者は市が設定する処理手数料を超えて料金を受けてはならないとされており、市の処理手数料が低すぎて民間事業者では採算が取れないため、やむを得ず市の焼却施設で焼却している。

以上のことを踏まえ、焼却処理手数料については、手数料の算定基礎として、家庭系・事業系とも処理原価相当額を負担することが適当であると結論づけた。

（2）埋めるごみ・金属ごみ（家庭系・事業系（り災ごみ））

埋立処分場は、一般廃棄物処理に必須な施設であり、周辺環境対策として高度処理施設を整備するなど安全・安心な施設として設置してきた。その結果、処理原価は、施設整備費の高騰と減量施策による埋立量が減少したことにより処理原価が高騰した。

また、金属ごみは、小型家電等を抜き取り後、破砕処理して金属を回収し、残渣については渡刈クリーンセンターで熔融スラグ化し、骨材利用を図っているため、処理原価のみで手数料を算定すると負担が大きくなる。

このことから、埋めるごみ・金属ごみの手数料については、焼却処理手数料との格差が生じないように焼却処理手数料と同額とすることが適当であると結論づけた。

（3）刈草・せん定枝（家庭系・事業系）

刈草・せん定枝（事業系の食品残さ含む）については、緑のリサイクルセンターでたい肥化しているが、処理原価に基づき手数料を設定した場合は、焼却処理手数料よりかなり高額になり、ごみの資源化促進の妨げになるため埋めるごみ・金属ごみと同様、処理原価相当とすることは適当ではない。

また、一般廃棄物処理基本計画では民間事業者においてもリサイクル処理することになっているが、前述のとおり法の規定によって、民間事業者を活用できていないことから、市の処理手数料を民間事業者が直接受託できる水準に設定すべきである。

なお、これまでは、資源化を促進するため、焼却処理手数料から減額補正してきたが、緑のリサイクルセンターが稼働して12年が経過し、市民・事業者に定着が図られたこと、また、減額補正すると、民間事業者が直接受託できる水準から外れてしまう可能性があることから、減額補正を終了しても差し支えないと判断した。

このことから、焼却処理手数料と同額とすることで、緑のリサイクルセンター及び民間事業者でリサイクルを推進し、焼却施設での受け入れを制限していくことが適当であると結論づけた。

(4) 粗大ごみ

粗大ごみの収集運搬費用のうち受付費用等については、市が実施すべき一般的な事務であることから手数料算定の経費として含めていなかったが、ステーション回収では発生しない受益者固有のものであるため、手数料算定の経費に含めて算定することが適当である。

また、負担割合については、県内市との均衡を図りつつ、受付費用を含めた処理原価の3分の1程度が適当であると結論づけた。

3 答申

(1) 燃やすごみ（家庭系・事業系）

家庭系、事業系とも処理施設の維持管理や事務処理経費などの処理原価相当分（200円/10kg）は、受益者（利用者）が負担すべきである。

現 行		⇒	答 申	
家庭系	処理原価の1/3相当		処理原価相当	
事業系	処理原価の1/2相当		(200円/10kg)	

(2) 埋めるごみ・金属ごみ（家庭系・事業系（り災ごみ））

埋めるごみ等の処理原価は、焼却処理手数料の数倍になることから、家庭系、事業系とも受益者（利用者）が負担する割合は、他の手数料と大きな格差が生じないように焼却処理手数料と同額（200円/10kg）の負担が適当である。

現 行		⇒	答 申	
処理原価の1/3以上 (改定できていないため乖離)			焼却処理手数料と同額 (200円/10kg)	

(3) 刈草・せん定枝（家庭系・事業系）

埋めるごみ等同様、処理原価は高いことから、他の手数料と大きな格差が生じないように焼却処理手数料と同額（200円/10kg）の負担が適当である。

なお、資源化施設への誘導が市民や事業者に定着したこと、減額補正をする民間事業者へ誘導できる水準から逸脱する可能性があることから、減額補正は終了しても差し支えない。

現 行		⇒	答 申	
焼却処理手数料 から減額			焼却処理手数料と同額（200円/10kg） （民間事業者へ誘導できる水準）	

(4) 粗大ごみ（家庭系・事業系）

戸別収集に係る、受付経費や収集運搬経費などの処理原価の一部を受益者（利用者）が負担すべきである。受益者が負担する割合は、処理原価の3分の1相当（600円～1,200円）の負担が適当である。

現 行	⇒	答 申
処理原価のうち収集運搬に係る費用の1 / 3相当 (受付業務含まず)		処理原価のうち収集運搬に係る費用の1 / 3相当 (600円～1,200円) (受付業務含む)

(5) その他

ア 激変緩和措置について

受益者負担の原則からごみを多く出す人ほど優遇される状況を早期に解消し、市民や事業者にごみの減量の意識を強く持ってもらう必要がある。また、段階的な値上げでは緑のリサイクルセンターで処理できない木くず等を燃やしていることを早期に解消することができないため、激変緩和措置を講じないことが適当である。

イ 10kg未満の処理手数料の取扱い

処理手数料は、計量器で重量を測定し手数料を徴収しており10kg未満は手数料を徴収していないが、搬入にあたって誘導、計量や伝票発行等の搬入者のための役務が発生しているので10kgと同額の手数料を徴収すべきである。

4 処理手数料の見直しによって期待できること

豊田市のごみの総排出量は、横ばい傾向にあるが、総排出量の約80%を占める燃やすごみは増加傾向にある。一般廃棄物処理基本計画の目標年度である令和7年度までに基準年度である平成27年度と比較して、家庭系燃やすごみについては1人1日当たり排出量4%削減、事業系燃やすごみについては、排出量2%削減することを目標としているが、このままの推移では達成が厳しい状況である。

また、増加傾向にある燃やすごみの組成を調査したところ、家庭系で約30%の資源が、事業系で約20%の資源及び産業廃棄物が混入しており、適正な分別が実施できていない状況である。

市民や事業者に求められる排出者処理責任は、循環型社会への貢献など社会の課題を認識しつつ、いかにごみを出さないようにするか、自ら排出するごみはどのように分別し、処理すべきかを自ら判断し実行することである。

今回のごみ処理手数料の見直しは、市民や事業者にとって今まで以上に費用負

担が発生することとなるため、自らの責任として減量化や資源化を図り、費用負担を軽減しようとするインセンティブが生まれ、カーボンニュートラルや循環型社会への貢献が期待できると考える。

また、緑のリサイクルセンターの処理能力を超える刈草・せん定枝について、現状では焼却処理しているが、今回の手数料改定に伴い、民間事業者に誘導することが可能となり資源化及びカーボンニュートラルの促進が図られると考える。

5 付帯意見

審議会の審議においては、次の対策を講ずることが必要であるとの結論に至ったので、答申に係る付帯意見として配慮されたい。

(1) 市民・事業者への事前周知

今回改定する手数料については、ものによっては平成5年度から長期間据え置かれてきたことを踏まえると、手数料改定に当たっては、その目的や必要性、当答申の主旨等を市民や事業者へ十分説明し理解を得るなど、広く周知を図ることが必要である。

(2) ごみ処理手数料の見直し

ごみ処理手数料については、費用負担が適正かどうかを判断するため、定期的（少なくとも数年に一度）に審議・見直しを実施することが必要である。

(3) 分別ごみステーション回収の有料化

ごみ総排出量の約80%を占める燃やすごみは増加傾向にあるが、今回の手数料改定が実現すれば、特に増加傾向にあった刈草やせん定枝については、緑のリサイクルセンター及び民間事業者においてリサイクルすることができ、焼却処理量の減少に一定の効果が期待できる。

これをきっかけとして、さらにごみの減量・分別意識を向上させる取組を進めていく必要がある。

現在、家庭系の燃やすごみについては、そのほとんどが分別ごみステーションでの回収となっており、市指定のごみ袋の使用が義務付けられているものの、その回収については無料とされているため、ごみの減量・分別の意識が働きにくい。

このことから、受益と負担の公平性の確保と、ごみの減量化・資源化の促進を図るため、ごみの排出量の動向を踏まえた上で、分別ごみステーション回収の有料化の導入に向けた検討を行う必要がある。

なお、有料化導入の検討にあっては、手数料の適切な水準や徴収方法、要生活支援世帯への救済措置等、様々な角度から全国の先行事例を検証して制度設計しなければならないほか、市民に十分説明し理解を得る必要があるた

め、適宜市民と意見交換を行うなど、広く周知しながら時間を掛けて検討を行う必要がある。

(4) ごみの減量と資源化の促進

家庭系のごみについては、市民と共働で進めていくことが不可欠である。このことから、ごみの減量化・資源化を取組むことができる環境の整備と支援体制の充実を図るため、市民と意見交換する場を設けるとともに市民の主体的な取組に対する支援が必要である。

事業系の搬入ごみについては、古紙類等の資源、廃プラスチック等の産業廃棄物の混入があることから、処理手数料の改定に合わせて、分別の徹底、資源化の促進、産業廃棄物の排除等の指導の強化が必要である。

(5) ごみ処理費用の節減

現在のごみ処理は、環境負荷の低減や循環型社会の実現が求められていることから、高度な施設で処理を行う必要があり、このことが処理原価の上昇原因の一つになっている。

今後は、ごみの減量化による収集運搬等処理費用の低減、施設の効率的な運転による経費削減、焼却施設における余剰電力売電による収益性の向上等によりトータルでのごみ処理費用の一層の節減を図ることが必要である。

また、ごみ処理費用の節減のためには、経営改善手法であるベンチマーキングの導入が有効である。具体的には、他都市との事業所・業種別の生産額当たりの排出率比較を行い、豊田市の将来にわたる目標値を順次設定し、その達成に向けて努力することが必要である。

その際、環境省が示している一般廃棄物会計基準等を活用し、ごみ処理費用の内訳として、建設、維持管理、運用等の費用の推移とその要因を分析し、その結果を生かす必要がある。

また、ごみ処理施設の更新までにごみの減量化を図っていくことで、施設の建設費及び維持管理費の低減に繋げる必要がある。

参 考 資 料

豊田市環境審議会への諮問について	-----	7
豊田市環境審議会委員名簿	-----	8
豊田市環境審議会審議経過	-----	10
ごみ排出量の推移、燃やすごみ量の推移	-----	11
一般廃棄物処理費用の推移	-----	12
一般廃棄物の処理施設への直接搬入の状況	-----	13
燃やすごみ各市の手数料状況	-----	14
粗大ごみ各市の手数料状況	-----	15
一般廃棄物処分業許可業者からの意見	-----	16
事業系一般廃棄物処理手数料アンケート調査結果	-----	17
パブリックコメント及びEモニター実施結果について	-----	20

豊ご発第 6 1 8 号
令和 3 年 8 月 3 日

豊田市環境審議会
会長 千頭 聡 様

豊田市長 太田 稔 彦

豊田市環境審議会への諮問について

豊田市環境基本条例（平成 8 年条例第 27 号）第 23 条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

一般廃棄物処理手数料の算定のあり方について

（説明）

本市の一般廃棄物処理手数料については、昭和 5 2 年に制定した後、平成 5 年、平成 9 年、平成 1 3 年、平成 2 2 年の改正を経て現在の手数料に至っています。

現行の手数料については、処理原価と乖離が生じており、ごみ処理経費の適切な受益者負担の観点から、算定のあり方について検討する必要があると考えており、貴審議会の意見を求めるものです。

令和3年度 豊田市環境審議会 委員名簿

専門 部会	役職	氏名	所属等
専 門 部 会	会長	千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部
	副会長	渡部 教行	豊田市自然愛護協会
共 自 生 然	部会長	杉山 範子	名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センター
		梅村 豊作	市民公募
		近藤 琢也	中部電力パワーグリッド株式会社 豊田営業所 (豊田商工会議所第2工業部会)
		近藤 恭弘	新明工業株式会社 (豊田商工会議所第1工業部会)
		匂坂 照二	気象庁名古屋地方気象台
		杉山 佐由紀	NPO法人とよたエコ人プロジェクト
低 炭 素 部 会	部会長	増田 理子	名古屋工業大学社会工学専攻
		大熊 千晶	日本野鳥の会
		篠田 陽作	名古屋経営短期大学子ども学科
		島田 知彦	愛知教育大学教育学部理科教育講座
		山内 徹	市民公募
自 然 共 生 部 会	部会長	谷口 功	椋山女学園大学人間関係学部
		梅村 良	とよたエコライフ倶楽部
		加藤 智和	市民公募
		加藤 勝	豊田市区長会
		寺田 安孝	あいち豊田農業協同組合
循 環 型 部 会		永江 榮司	市民公募
		前田 洋枝	南山大学総合政策学部総合政策学科

令和4年度 豊田市環境審議会 委員名簿

専門 部会	役職	氏名	所属等
生自 社然 会共	会長	千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部
	副会長	渡部 教行	豊田市自然愛護協会
脱炭素社会部会	部会長	杉山 範子	東海国立大学機構名古屋大学 大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センター
		近藤 琢也	中部電力パワーグリッド株式会社 豊田営業所 (豊田商工会議所第2工業部会)
		近藤 恭弘	新明工業株式会社 (豊田商工会議所第1工業部会)
		原田 栄	NPO法人とよたエコ人プロジェクト
		村瀬 和好	市民公募
自然共生社会部会	部会長	増田 理子	名古屋工業大学社会工学専攻
		小池 彩	日本野鳥の会
		篠田 陽作	ネイチャークラブ東海
		山内 徹	市民公募
循環型社会部会	部会長	谷口 功	椋山女学園大学人間関係学部
		梅村 良	とよたエコライフ倶楽部
		澤田 章	豊田市区長会
		竹内 徹	市民公募
		寺田 安孝	あいち豊田農業協同組合
		永江 栄司	市民公募
		前田 洋枝	南山大学総合政策学部総合政策学科

(部会ごと五十音順)

豊田市環境審議会 審議経過

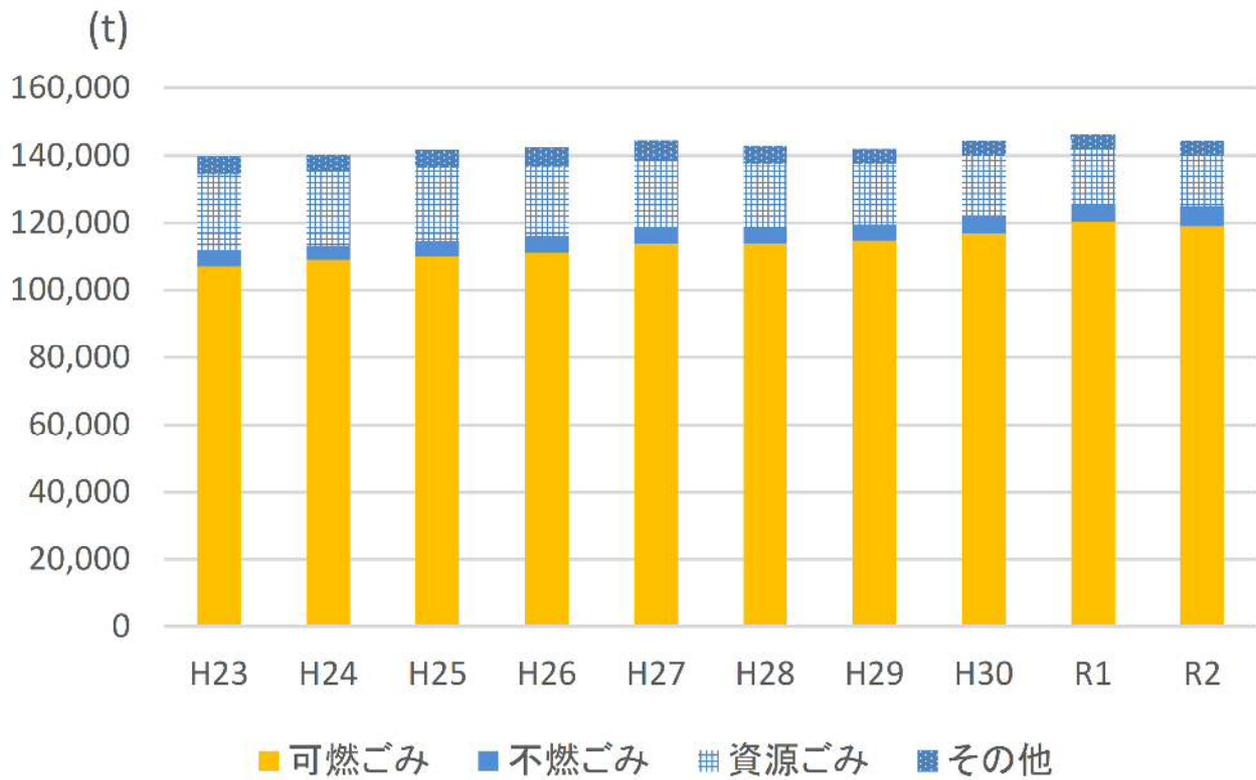
■ 環境審議会

令和3年	8月	3日	令和3年度第1回環境審議会	諮問・審議
令和4年	2月	9日	第3回環境審議会	審議
令和4年	5月	27日	令和4年度第1回環境審議会	審議・答申

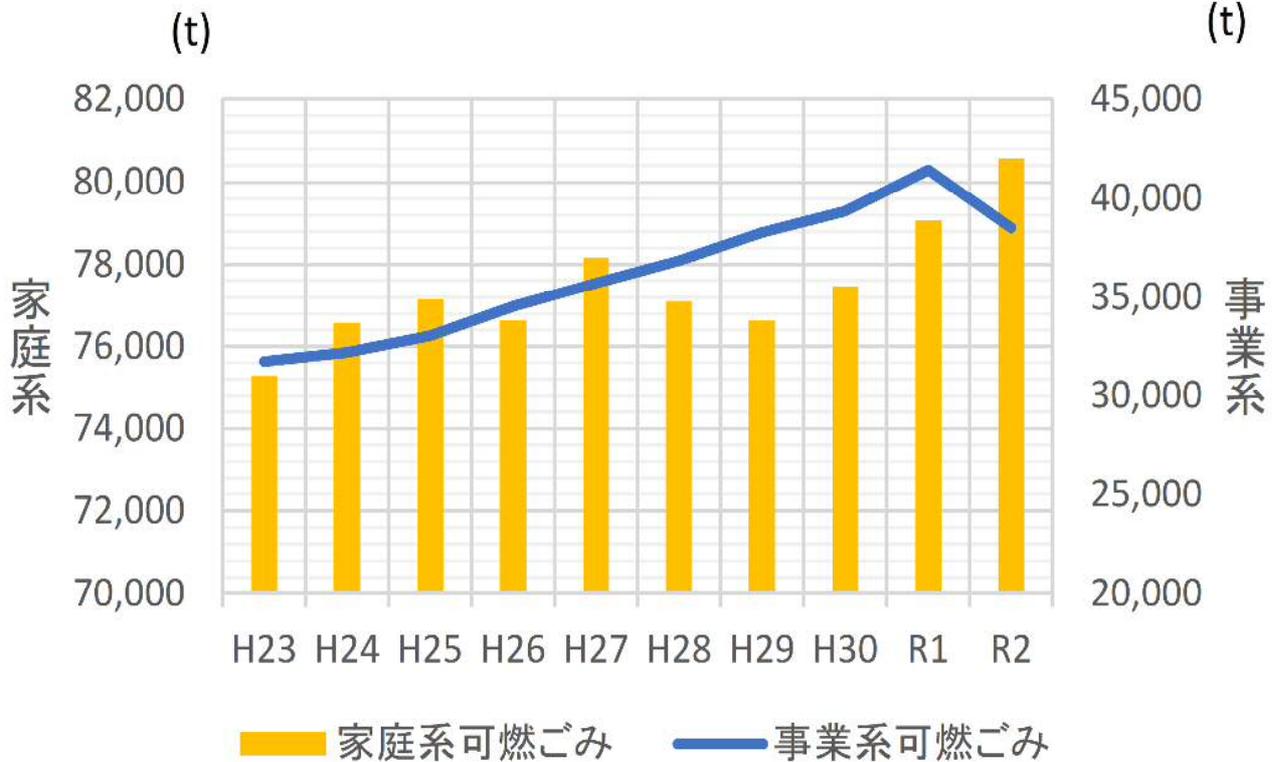
■ 部会

令和3年	8月	24日	令和3年度第2回循環型社会部会	審議
令和3年	11月	12日	第3回循環型社会部会	審議
令和4年	1月	21日	第4回循環型社会部会	審議
令和4年	4月	28日	令和4年度第1回循環型社会部会	審議

豊田市のごみ排出量の推移 全排出量（家庭系・事業系）



燃やすごみ量の推移



一般廃棄物処理費用の推移

区分			平成28年度	平成29年度	前年比%	平成30年度	前年比%	令和元年度	前年比%	令和2年度	前年比%
原価	焼却	円/t	26,054	27,445	105.3	23,766	86.6	24,594	103.5	24,884	101.2
	埋立	円/t	58,892	65,751	111.6	59,993	91.2	43,390	72.3	54,364	125.3
	堆肥化	円/t	44,473	69,592	156.5	69,826	100.3	80,502	115.3	88,773	110.3
	粗大ごみ	円/t	131,075	131,503	100.3	136,099	103.5	115,877	85.1	114,653	98.9
		個	1,966	1,972	100.3	2,041	103.5	1,738	85.2	1,720	99.0
処理費用	焼却	千円	3,146,445	3,249,376	103.3	2,967,483	91.3	3,118,702	105.1	3,168,399	101.6
	埋立	千円	553,699	587,353	106.1	626,326	106.6	422,918	67.5	567,123	134.1
	堆肥化	千円	213,027	229,931	107.9	231,823	100.8	242,149	104.5	257,442	106.3
	粗大ごみ	千円	99,486	102,704	103.2	115,004	112.0	99,307	86.4	109,608	110.4
原価計算要素量	焼却	t	120,767	118,395	98.0	124,864	105.5	126,810	101.6	127,326	100.4
	埋立	t	9,402	8,933	95.0	10,440	116.9	9,747	93.4	10,432	107.0
	堆肥化	t	4,790	3,304	69.0	3,320	100.5	3,008	90.6	2,900	96.4
	粗大ごみ	t	759	781	102.9	845	108.2	857	101.4	956	111.6

令和2年度 一般廃棄物の処理施設への直接搬入の状況

○燃やすごみ

施設	区分	種類	件数		重量	平均重量	支払額	平均支払額
				うち10kg未満				
渡刈クリーンセンター 藤岡プラント	家庭系	可燃	35,731	2,487	1,545,890	43	9,275,340	260
		粗大	31,938	1,235	2,323,760	73	13,942,560	437
		剪定枝	13,946	82	1,202,250	86	7,213,500	517
		刈草	3,092	35	230,960	75	1,385,760	448
		計	84,707	3,839	5,302,860	63	31,817,160	376
	事業系	可燃	29,093	213	27,618,850	949	276,188,500	9,493
		粗大	814	0	361,050	444	3,610,500	4,436
		剪定枝	9,568	1	4,045,760	423	40,469,600	4,230
		刈草	9,328	7	5,562,990	596	55,629,900	5,964
		計	48,803	221	37,588,650	770	375,898,500	7,702

○埋めるごみ・金属ごみ

施設	区分	種類	件数		重量	平均重量	支払額	平均支払額
				うち10kg未満				
グリーン・クリーンふじの丘	家庭系	金属	21,149	1,758	671,290	32	2,013,870	95
		埋める	1,541	120	204,160	132	612,480	397
		混載	14,772	631	875,650	59	2,626,950	178
		計	37,462	2,509	1,751,100	47	5,253,300	140

○刈草・せん定枝

施設	区分	種類	件数		重量	平均重量	支払額	平均支払額
				うち10kg未満				
緑のリサイクルセンター	家庭系	刈草	376	7	30,380	81	151,900	404
		せん定枝	4,290	52	380,740	89	1,903,700	444
		計	4,666	59	411,120	88	2,055,600	441
	事業系	刈草	1,555	1	509,580	328	4,586,220	2,949
		せん定枝	2,965	1	869,050	293	7,811,450	2,635
		計	4,520	2	1,378,630	305	12,407,670	2,745

燃やすごみ各市の手数料状況

(10kg/円)

市町村	家庭系		事業系	
	手数料	改定時期	手数料	改定時期
名古屋市	200	H16.4	200	H16.4
豊橋市	無料	—	150	H31.4
岡崎市	70	H23.4	100	H23.4
一宮市	200	H24.4	200	H24.4
瀬戸市	200	H23.4	200	H23.4
半田市	無料	—	150	H18.4
春日井市	100	H23.10	200	H25.4
豊川市	60	R01.10	130	R01.10
津島市	200	—	200	—
碧南市	50	—	100	—
刈谷市	無料	—	100	H18.4
安城市	50	H13	100	H20.4
西尾市	70	H28.4	110	H28.4
蒲郡市	60	H18.4	100	H28.4
犬山市	200	H25.4	200	H25.4
常滑市	100	H30.4	160	H28.4
江南市	200	H24.4	200	H24.4
小牧市	200	H24.4	200	H24.4
稲沢市	200	H24.4	200	H24.4
新城市	80	—	100	—
東海市	100	H12	150	H12
大府市	200	H31.4	200	H31.4
知多市	85	R01.10	156	R01.10
知立市	無料	—	100	H18.4
尾張旭市	200	H23.4	200	H23.4
高浜市	50	—	100	—
岩倉市	200	H24.4	200	H24.4
豊明市	200	H31.4	200	H31.4
日進市	200	H28.4	200	H17.4
田原市	無料	—	100	R1.10
愛西市	200	H19.12	200	H19.12
清須市	—	—	(320)	—
北名古屋市	—	—	(320)	—
弥富市	200	H19.12	200	H19.12
みよし市	200	—	200	—
あま市	200	H19.12	200	H19.12
長久手市	200	H23.4	200	—
豊田市	60	H5.4	100	H22.7

粗大ごみ各市の手数料状況

市町村	徴取方法		シール価格 (円/枚)	料金 (円/値)
名古屋市	その他	シール	250,500	250/500/1,000/1,500
豊橋市	単純従量型	シール	500	500/1,000/1,500/2,000/2,500/3,000
岡崎市	単純従量型	シール	300	300/600/900/1,200
一宮市	定額型	シール	800	800
瀬戸市	定額型	シール	840	840
半田市	定額型	シール	2,200	2,200
春日井市	単純従量型	シール	1,000	1,000
豊川市	単純従量型	シール	520/1,050/2,100	520/1,050/2,100
津島市	単純従量型	シール	500	500/1,000/1,500
碧南市	無料 (地区拠点回収)		—	—
刈谷市	定額型	シール	800	800
安城市	定額型	シール	800	800
西尾市	定額型	シール	1,000	1,000
蒲郡市	定額型	シール	800	800
犬山市	定額型	シール	1,000	1,000
常滑市	—	—	—	—
江南市	定額型	シール	1,000	1,000
小牧市	定額型	シール	1,050	1,050
稲沢市	定額型	シール	1,000	1,000
新城市	定額型	シール	800	800
東海市	単純従量型	シール	550	550
大府市	単純従量型	現金納付		1,500
知多市	定額型	現金納付		11,000/2tダンプ車
				5,500/軽ダンプ
知立市	単純従量型	シール	1,040	1,040
尾張旭市	定額型	シール	800	800
高浜市	単純従量型	シール	1,000	1,000
岩倉市	定額型	シール	1,000	1,000
豊明市	定額型	シール	1,020	1,020
日進市	定額型	シール	510	510
田原市	—	—	—	—
愛西市	定額型	シール	200	200
清須市	単純従量型	シール	800	800
北名古屋市	単純従量型	シール	1,000	1,000
弥富市	定額型	シール	200	200
みよし市	定額型	シール	500	500
あま市	定額型	シール	200	200
長久手市	単純従量型	シール	800	800
豊田市	その他	シール	300	300/600/900

一般廃棄物処分業許可業者からの意見

(1) 対象者

一般廃棄物処分業（木くずの破碎）許可業者3社

(2) 調査方法

直接ヒアリング

(3) 調査結果

○ 現状の処理費用について

産業廃棄物である木くず等の処理費用は下表のとおり

品目	3社の価格※
木くず	12,000～18,000円/t
草	18,000～21,600円/t

※ 消費税含まず

○ 処理後物の取引先について

3社とも、バイオマス発電所を含む複数の取引先を確保

○ 剪定枝・刈草の受入れの可能性について

3社とも、市の手数料が200円/10kgになれば採算がとれるため、一般廃棄物である剪定枝等の受入れは可能と回答

事業系一般廃棄物処理手数料アンケート調査結果

※ () 内が回答事業者数

問1 従業員数は何人ですか（非正規従業員を含みます）【あてはまる番号1つに○】

1. 1人～5人 (6) 2. 6人～10人 (2) 3. 11人～50人 (15)
4. 51人以上 (9)

問2 市の焼却施設（渡刈クリーンセンター、藤岡プラント）を1日に何回使用してしま
すか。

1. 1回 (14) 2. 2～5回 (8) 3. 6～10回 (1)
4. 11回以上 (1) 5. ほとんど使用しない (8)

問3 燃やすごみ1トン进行处理するにあたり約2.5万円（10kg当たり約250円）の処理費
用を要しています。現在の事業系燃やすごみ手数料は、10kg当たり100円ですが、受
益者負担の観点から、今後の手数料についてどのように考えますか。

1. 負担が増えても（値上げしても）やむを得ない ⇒問4へ (15)
2. 現状維持が望ましい (16)) } ⇒問5へ
 (理由：)
3. その他 (2) (具体的に：)

問4 事業系燃やすごみ手数料は、10kg当たりいくらが適正な価格と考えますか。

1. 150円 (5) 2. 200円 (3) 3. 250円 (5)
4. その他 (1) (具体的に： (300円～500円))

問5 事業系一般廃棄物収集にあたり、何社の排出事業者と契約をしていますか。

現在（令和3年9月30日現在）の契約者数 (1～600社)

問6 排出事業者との現行の契約金額は月額いくらですか。

(※一般廃棄物の収集運搬及び処分にかかる費用)

月額 (2,000円 ～ 530,000円)

問7 排出事業者との契約に占めるごみ処理費用の割合はどのくらいですか。

契約金額に占めるごみ処理費用の割合：(5%～100%)

問8 事業系一般廃棄物処理手数料について意見がありましたら、御記入ください。

【肯定的な意見】

- ・ 値上げするのであれば、家庭系手数料も同様に値上げをお願いしたい。小規模店舗は、ごみステーションに出すことも考えられる。
- ・ 値上げの発表は早い方が良いが、実施日を2年くらいの猶予を開けて頂けると、飲食店ともども助かる。
- ・ 事業系一般廃棄物の処理手数料は排出事業者責任の原則から処理原価相当が妥当だと思う。隣接市町村と金額の差が開きすぎるのも問題。民間施設活用も視野に、民間処理施設が受け入れられる処理原価にすることも考慮すべき。
- ・ 大変安価にて処理をさせて頂きありがたい。処理場の原価割れが起きない範囲で、値上げはしても良いと思う。市街から持込まれる分に関しては、割増が、少額有っても良いと思う。
- ・ 排出事業者へ値上げ交渉をしても、なかなか聞き入れてもらえないのが現状である。行政が値上げするからと説明しても、排出事業者はわかってもらえない。本音を言えば、コロナ禍でもあり、20円までは上がると考えると、出来れば段階的に上げてもらいたい。
- ・ 市の負担の大きさは理解でき、値上げも仕方ないのかと思うが、処理費を含む運搬費で契約しており、事業者への値上げのお願いがなかなか難しい現状となっている。
- ・ 何年も前に豊田市環境部より、ごみの減量について相談があり、どうしたら減量できるか返答した。豊田市が他市に比べ処理手数料が安価なため、どうしても豊田市の処理場へ搬入し処理をすと思われ、手数料改定については、大賛成。

【否定的な意見】

- ・ コロナ禍で排出業者が売上げを落としている。今後この状況がいつまで続くか正確な予測が出来ていない状況下では、手数料の増額分を収集運搬費用に転嫁する事に、理解を得られにくい。
- ・ 緊急事態宣言への対応で、休止・休業される排出業者が多数おり、当社も休止・休業への対応から、売上げが減少し厳しい状況のため、手数料の価格改定は時期尚早であると考える。
- ・ コロナの影響で飲食店は、現状厳しい状況で営業しているところが多い中、「一般廃棄物手数料が上がったので値上げさせてください」とは、お願いできない。ただでさえ、「コロナで売上げが下がったのでごみ費用を下げてください。」と言われているのに、処分手数料が値上げした場合、弊社もぎりぎりのところで値段設定している為、値上げをしないと弊社がつぶれる。

【その他の意見】

- ・ 処理費が10円/kgで足り得たのはいつまでだったのか？25円/kgになった現在までの処理費を具体的に時系列で表してほしい。(実際に25円/kgかかっているのであれば値上げは当然と考える)
- ・ 全国的にリサイクル推進の観点で処理料金を上げる風潮になっているが、今回の値上げ

検討も関係しているのか。

- ・ 豊田市から発生するごみの量がどのように変化してきたか。また、その内の家庭から排出された量と事業系ごみとの割合。同時に家庭用ごみ袋の値上げも検討されるのか。(事業者だけに負担を負わせるのでは、排出事業者は納得しない)
- ・ 手数料の支払について、納付カードを発行してほしい
- ・ 事業系の廃棄物の総量よりも、圧倒的に家庭ごみの排出量の方が多いので、処分料金を値上げするならば家庭ごみ収納袋もそれに合わせて値上げしてもらわないと不公平感が大きい。容器包装のCO₂の削減、カーボンニュートラル等に向けて一般廃棄物、産業廃棄物の枠が無くなりそうな方向で検討され、時代にマッチした料金改定にして欲しい。

パブリックコメント及び E モニター実施結果について

1 実施期間

パブリックコメント：2月15日（火）～3月14日（月）

E モニター：3月7日（月）～3月14日（月）

2 寄せられた意見の内訳

パブリックコメント：8件 E モニター：183件

3 E モニターアンケート結果

- (1) ごみを処理施設に直接持ち込む場合、各施設で処理手数料が必要であることを知っていますか？

知っている	156
知らなかった	27

- (2) ごみを処理するため、自分で処理施設に直接持ち込んだことがありますか？

ある	117
ない	66

- (3) 直接処理施設へ持ち込まれる頻度を教えてください。

1か月に1回程度	1
2・3か月に1回程度	4
半年に1回程度	18
1年に1回程度	21
数年に1回	71

- (4) 粗大ごみの個別収集を利用したことがありますか？

ある	103
ない	80

- (5) 粗大ごみの収集を依頼する頻度を教えてください。

1か月に1回程度	0
2・3か月に1回程度	1
半年に1回程度	9
1年に1回程度	12
数年に1回	81

(6) 処理施設の処理手数料を処理原価相当（現に処理にかかる金額）にすることについて、どう思いますか？

処理原価相当にすべきである	72
処理原価相当にすべきでない	47
分からない	64

4 自由記述により寄せられた意見（パブリックコメント及びEモニター）

項目	件数
(1) 肯定的な意見	27件
(2) 否定的な意見	21件
(3) その他の意見	38件

(1) 「肯定的な意見」に関する意見等（一部集約）と事務局の回答（27件）

意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間据え置かれた手数料を他自治体並みに見直すのは妥当性がある。 ・料金を一律することについては賛成。 ・物を大切にするという意味でも処分する人がそれ相応の対価を支払うべき。 ・ごみを大量に出す人が優遇されるのはおかしいので、ごみの量に応じて手数料を負担すべき。今の料金が安すぎて、少量を持ち込むときの無料はおかしいと思う。 ・処理にかかる費用が高くなれば、ものを長く大切に使う意識が出てくると思う。 ・利用者はそれ相応の負担をすべき。現状は安価すぎる。 ・処理するのに費用がかかるのは事実だから、処理手数料の値上げもいたしかたないと思う。 ・極端な値上げは困るけれど、ある程度の値上げは仕方ないと思うので賛同する。
事務局回答	御意見ありがとうございました。

(2) 「否定的な意見」に関する意見等（一部集約）と事務局の回答（21件）

NO	意見抜粋	事務局回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・直接搬入にしても粗大ごみ処理にしても手数料は現状のままでもいいと思う。 ・できることなら、今の料金のまま据え置きがいい。気軽にごみを出せる状態を維持してほしい。 	<p>手数料は、特定の人のために提供した役務の対価であるという性質から受益者負担が原則ではありますが、長年手数料改定が行われず、手数料の一部を市が負担しているため、多量に排出する人や事業者ほど優遇される状況になっています。また、手数料が処理原価に比べ安価なため、ごみの減量や分別の意識が働きにくくなっており、可燃ごみの量が増加傾向</p>

		向にあります。以上の状況を踏まえ手数料の改定を検討しています。
2	<ul style="list-style-type: none"> 急に家庭系の手数料が上がり過ぎているように感じる。特に刈草、せん定枝の家庭系の手数料についてはもう少し低く設定してもらいたい。 	刈草・せん定枝の焼却処理を削減するため、市のリサイクル施設だけでなく、民間事業者によるリサイクルを進めたいと考えています。民間事業者には市の処理手数料を超える料金設定はできないという規定があり、採算性の問題から現在は民間事業者によるリサイクルは行われていません。今回の改定により民間事業者が参入可能となる料金とし、リサイクルを図っていきたいと考えています。
3	<ul style="list-style-type: none"> 直接搬入する手数料は安いですが、それに比べて個別回収の粗大ごみの手数料が高い気がする。 粗大ごみ処理の手数料は、単純に少し高いと思う。 	直接搬入する燃やすごみの手数料は処理原価相当ですが、粗大ごみの場合、個別収集するための受付や処理施設まで運搬する経費も必要となります。受付や運搬する費用を加えるとさらに高額となるため、粗大ごみについては、県内市との均衡を図り、受付と運搬にかかる費用の3分の1相当としています。
4	<ul style="list-style-type: none"> 豊田市は高齢化が進み人口減少が進むのでごみは必然的に減少方向に進む。値上げはごみの減量化に絶対に繋がらない。なぜ、値上げをしなければならぬか？の説明や経緯を市民に分かりやすく説明して欲しい。広く市民の民意を行政に反映させるべき。 	本来手数料改定については、パブリックコメントを実施しませんが、市民に手数料改定を検討していることを周知するとともに広く市民から改定について意見をいただくためパブリックコメントを実施しました。また、広く周知を図るために、区長会や関係団体等にも説明をさせていただいています。今後におきましても、機会あるごとに説明をさせていただき、周知を図っていきたいと考えています。
5	<ul style="list-style-type: none"> 指定ごみ袋1つの処理代がいくらかかるのか。それが知りたい。たぶん1枚の代金より処理代の方が高いのではないかと思う。なので、処理施設に直接持ち込んだ場合も、処理原価相当より安くすべきではないかと思う。 直接搬入は何故手数料が必要なのか分からない。 	燃やすごみの指定ごみ袋「大」で、4～5kgのごみが入っており、これを処理するのに120円ほどかかりますが、分別ごみステーションに出されているものについては、指定ごみ袋の袋代のみで、処理費用等は無料としています。ごみを直接処理施設に持ち込むのは、臨時的なものであり、通常の指定ごみ袋で出されるごみを処理するものとは別で特別に行っている行政サービスであるため、処理原価相当を負担していただくべきと考えています。

(3) 「その他の意見」に関する意見等（一部集約）と事務局の回答（38件）

NO	意見抜粋	事務局回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナが蔓延して市民生活が大変な中で一度に値上げするには料金が高すぎるので、家庭系は段階的に改定して欲しい。 ・家庭系については、現行から3～6倍に上昇するため救済措置の設定が必要ではないか。 	<p>手数料の一部を市が負担しているため、多量に出す人が優遇されている状況を速やかに改善したいと考えています。また、長年改定してこなかったため、段階的に値上げでは緑のリサイクルセンターで処理できない木くず等を燃やしてしまっているなど様々な問題に対応できないため、今回の改定を考えています。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ袋の料金はそのままでもいいが、特大サイズのごみ袋ができるとうい。 	<p>指定ごみ袋の見直しを検討する段階で検討していきたいと考えています。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・大きい車がないと、直接搬入ができない。軽トラックの貸し出しをお願いしたい。 	<p>清掃業務課で2台の軽トラックを用意し、市民の皆さんに有料で貸出していますので、御利用ください。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・あまり高額にすると、無責任な人が不法投棄をする原因となるのではないか。 ・手数料が改定されることによって不法投棄が増える事が考えられる。 	<p>手数料改定に伴い不法投棄が増えることが懸念されるので、引き続き監視カメラによる監視や不法投棄巡回パトロールを行っていきます。また、市民・事業者への十分な周知や不法投棄パトロール隊との連携強化を図り、市民等が主体となって活動する不法投棄対策を講じていきます。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場まで直接搬入するのではなく、紙類などを持ち込むリサイクルステーションが市内に数か所あるが、リサイクルステーションに持ち込めるようにはならないか。 	<p>持ち込まれるごみの多くは粗大ごみのように大きく、リサイクルステーション等では回収できません。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅から処分場までが遠い。平日しか利用できないので不便に思う。リサイクルステーションでも受け入れできるようにするか、土日でも利用できるようにしてほしい。 	<p>処分場までが遠い方には、ご迷惑をおかけしています。藤岡プラントと緑のリサイクルセンターは土曜日午前は受け入れをしていますが、リサイクルステーションでの受け入れや、土日の開設は現段階では考えていません。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・車に乗らない独り暮らしなので有料でもいいので、ごみを処理したい。 	<p>粗大ごみの戸別収集をご利用ください。ご自宅前までの搬出も困難な場合は、収集運搬業の許可を取得している事業者を紹介させていただきます。</p>

8	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設をもう一箇所ぐらい増やしてほしい。 	<p>処分場まで遠距離になりご迷惑をおかけしますが、施設の建設費や維持経費を考えると、処理施設を増設することは難しいと考えます。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみは、お年寄りや女性のみのお世帯では処理が難しい場合がある。本人が処理に行く必要があるが、市外の親類などでもよいのではないか。 	<p>戸別回収をご利用ください。なお、直接持ち込みする場合は、本人が同乗して市内からの排出したことが確認できれば処分場に持ち込むことは可能です。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ・家に樹木が多いとか、軽トラを持っている人は直接搬入を頻繁に利用すると思う。要するに直接搬入する人は一部の人だと思う。 	<p>御指摘のとおり、直接処分場に持ち込む家庭系のごみは全体の5%弱になりますので、今回のごみ処理手数料の改定は、日常のごみステーションを利用されている多くの市民の皆さんには影響ありません。</p>